

保護者の皆様

令和4年9月16日

小平市教育委員会
小平市立小平第六小学校
校長 屋代 弘一

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた体調管理のお願いと欠席の取り扱いについて

学校における新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、保護者の皆様におかれましては、次の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 体調管理のお願いについて

- ・御家庭において、登校前に検温を行い、児童の体調を把握の上、登校させてください。
- ・児童に次の症状がみられるときは、登校させずに御家庭で体調の回復に努めてください。
【 発熱、頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳、味覚嗅覚の異常 】
- ・上記症状が治癒した翌日は、御家庭で経過観察をしていただき、治癒後2日目の朝に症状がないことを確認の上で登校させてください。自宅休養期間中は出席停止（欠席日数に計上しない）扱いとしますので、登校時に添付の登校届を学校に提出してください。

2 欠席の取り扱いについて（医師・保健所の判断を原則とします。 ※一部見直しをいたしました。）

（1）児童が新型コロナウイルス感染症に感染したとき

① 有症状者

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合、8日目から登校可能とします。8日目以降も療養を継続する場合、療養期間中は出席停止とします。

② 無症状者

検体採取日から7日間経過した場合、8日目から登校可能とします。なお、抗原定性検査キットにより5日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、6日目から登校可能とします。

（2）児童が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であるとき

感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）を出席停止とします。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とします。

（3）児童及び同居家族に発熱や風邪症状がでたとき

発症した日から、症状がなくなった日の翌日までを出席停止とします。

（4）感染予防のため登校を控えるとき

学校にご相談ください。

※ 有症状の感染者は、発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存するとされているため、登校再開にあたってはお子様の体調を十分に確認していただきますようお願いいたします。

（連絡先）
副校長 廣瀬 美香
電話 042(351)0356

※ 本様式は保護者が記入し、登校の際に担任へ提出してください。
※ 本様式に関して医師による証明は不要です。

小平市立小平第六小学校長 殿

登校届（新型コロナウイルス感染疑い用）

発熱等の症状が見られたため、下記のとおり自宅休養しました。

1 児童氏名

年 組 氏名

2 自宅休養期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※この期間は出席停止になります。

3 発症時の症状（○をつけてください）

発熱（ °C） ・ 頭痛 ・ 倦怠感 ・ 咽頭痛 ・ 咳 ・ 味覚嗅覚の異常

4 登校時の健康状態

①体温（ °C）

②上記3の症状がなくなった日 令和 年 月 日

届出日 令和 年 月 日

保護者氏名